
2030. 船積確認登録

業務コード	業務名
CCL	船積確認登録

1. 業務概要

本船への船積みを確認した旨を登録する。

2. 入力者

通関業、船会社、船舶代理店、C Y、海貨業

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②入力者が船会社の場合は、船舶DBに登録されている運航船会社と同一であること。
- ③入力者が船舶代理店の場合は、入力された積載船舶コードが「9999」以外の場合に、入力された積出港において、入力された積載船舶コードに係る船舶DB上の船舶運航船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、積出港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照

(3) 船積管理DBチェック

入力された積載船舶コード*1、積出港コード及び航海番号に対する船積管理DBが存在すること。

(*1) 積載船舶名に入力がある場合は、積載船舶名も含む。

(4) 貨物情報DBチェック

本船扱い承認貨物がある場合は、輸出許可（積戻し許可を含む。）されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-0000」を設定の上、以降の処理を内部処理で行う。（詳細については後述の特記事項を参照。）

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 貨物情報DB処理

- ①本業務を行った旨を登録する。
- ②当該積載船舶コード、積載船舶名、積出港コード及び航海番号に合致し、かつ、「船積情報登録（CLR）」業務により船積みの登録を行った旨が登録されている貨物情報DBを抽出し、削除表示を設定する。

(3) コンテナ情報DB処理

当該積載船舶コード、積載船舶名、積出港コード及び航海番号に合致し、かつ、CLR業務により船積みの登録を行った旨が登録されているコンテナ情報DBを抽出し、削除表示を設定する。なお、仮陸揚空コンテナの場合で、本業務が行われる前に次港に対する積荷目録が登録されている場合は、仮陸揚空コンテナ次港情報DBに登録した次港情報の内容で船卸港情報の切り替えを行う。

(4) 仮陸揚空コンテナ次港情報DB処理

仮陸揚空コンテナの場合で本業務が行われる前に次港に対する積荷目録が登録されている場合は、コンテナ情報DBの船卸港情報を切り替えた上で、当該次港情報に対して削除対象とする旨を登録する。

(5) 船積管理DB処理

①本業務を行った旨を登録する。

②削除表示を設定する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(7) 注意喚起メッセージ出力処理

内部処理を実行している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
船積確認通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、申告番号単位に出力する (1) 貨物情報DBにシステムで輸出申告（積戻し申告を含む。）された旨が登録されている (2) 輸出申告において要船積確認の旨の登録がされている (3) 入力者が船会社または船舶代理店である (4) 入力された積載船舶コードが「9999」以外である	輸出申告を行った利用者
		申告先税関 (輸出通関担当部門)
船積情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACLO1)」業務等* ² が行われている (2) 入力者が船会社または船舶代理店である (3) 入力された積載船舶コードが「9999」以外である	税関 (監視担当部門)

(*2) 「ACL情報登録(コンテナ船用)(ACLO1)」業務または「ACL情報登録(在来船・自動車船用)(ACLO2)」業務を指す。

7. 特記事項

(1) 内部処理について

本業務は多量のコンテナ番号または貨物管理番号を処理するため、後述の処理の流れとなる。

①入力条件のチェックをした後、処理結果通知の出力処理を行う。

②多量コンテナまたは貨物管理番号に対して、一定の小さな処理単位に分割してDB処理等の内部処理を行う。

③すべてのコンテナ番号または貨物管理番号に対する内部処理が完了した後、船積確認通知情報等の出力処理を行う。

(2) 仮陸揚空コンテナに対する留意点

仮陸揚空コンテナにおいて本業務に先行して次港の「船卸確認登録(個別)(PKK)」業務または「船卸確認登録(一括)(PKI)」業務が行われていた場合は、コンテナ情報DBの船卸港情報が次港の情報に切り替えられているため、本業務において当該コンテナは抽出対象外となる。